

曹魏租調制度についての一考察

——特にその租額問題を中心として——

張 学 鋒

【要約】 従来、曹操の建安九年に制定した新税制については戸調製の画期性の論ぜられる一方で田租については注目されることが比較的少なく、諸史料に伝える毎畝四升なる額を無批判に前提とした上でその時代的特徴ひいては前後の時代の農業生産と税制までもが論じられがちであった。本稿は毎畝四斗説を唱える先学を支持しつつ、漢代の畝取と税額、その社会経済に齎した弊害とそれの克服への動きという大きな流れの上に改めて曹魏新税制を位置づけ、その歴史的意義を再考するものである。ここで得られた諸データは、今後更に魏晋南北朝時代の農業生産と税制を再検討するための一つの基礎となるであろう。

史林 八一巻六号 一九九八年一月

一 曹魏租調制の研究及び問題の所在

建安年間、曹操は中国北方統一の最中、新しい時代に適應すべく、従来の主に田租・口算賦を二本柱とする賦税体制を廃止し、新たな賦税の徴収法を制定・公布した。この新しい賦税体制は、田畝を単位として徴収される租と戸を単位として徴収される絹・綿から成っていた。この曹操の「令」には、西晋以後のような「調」という税目名は用いられないものの、戸単位での絹・綿の徴収は事実上の「調」の内容に合致するため、「曹魏租調制」と呼ぶことができる。この新しい

租調徵收法の明確な記載は『三国志』卷一「魏書・武帝紀」建安九（二〇四）年九月の条、裴注引く『魏書』に曹操の「令」として次のようにある。

国を有ち家を有つ者は寡なきを患えずして均しからざるを患う、貧しきを患えずして安んぜざるを患う。袁氏の治むるや、豪強をして擅恣ならしめ、親戚兼併し、下民貧弱にして代りて租賦を出だす、家財を銜鬻するも命に應ずるに足らず。審配の宗族は乃ち罪人を蔵匿し逋逃の主と為るに至る。百姓の親附し、甲兵強盛ならんと欲望するも豈に得べけんや。其れ田租を収むること畝ごとに四升、戸ごとに絹を出だすこと二匹、綿二斤のみにして、他は擅いままに興発するを得ざれ。郡国の守相は明らかに之を檢察し、強民をして隠蔽する所有り、弱民をして賦を兼ねしむること無かれ。

『晋書』卷二六「食貨志」には曹操の令に基づいて曹魏の租調制を簡略に記している。

初めて袁氏を平らぎ、以て鄴都を定むるに及び、田租を収めしむること畝ごとに粟四升、戸ごとに絹二匹にして綿二斤、余は皆な擅いままに興し、強きを蔵し弱きに賦すを得ず。

また、『通典』卷四「賦税上」にも次のように伝えている。

魏武の初めて袁紹を鄴都に平らぐや、田租を収めしむること畝ごとに粟四升、戸ごとに絹二疋、綿二斤、余は擅興するを得ず。

以上に拠れば、この租調令が文献に初めて現れたのは、曹操が袁紹勢力を完全に壊滅させた建安九年九月である。しかし、この新しい租調徵收法の案出や施行は建安九年以前に既に行われていたことが、先行研究によって明らかにされている。即ち、吉田虎雄氏や唐長孺氏は、戸調制は建安三―五年に既に曹操の勢力圏で施行され、それが袁紹滅亡後河北にまで推進されたという^①。

一方、「収田租畝四升」なる新たな田租の規定は建安五年十月以後間もない時期に始まったことが高敏氏により指摘されている^②。

これら諸氏の説は妥当なものと思われる。但し、この新法が建て前上漢王朝の大將軍であった曹操の「令」から、国家

の正規の租賦制度として完全に確立されるまでには、やや時間がかかったであろう。故に、建安年間、従来の漢代の租賦制度が一掃されたか否か、曹操の新法が徹底されたか否か、と言った点について再考の余地もくはない。しかし曹丕が魏王朝を建国した後、曹操時代に制定されたこの新租調法が魏王朝の租賦制度として受け継がれたのは疑いない。

従来、漢末三国期の土地・税制の研究にあつては、屯田制下の国家的土地所有の注目される一方で、土地私有、就中田租に関しては比較的注目を浴びることが少なかった^③。それは国家的土地所有の拡大による土地私有の比重低下、及び、新たに出現した戸調制に対して田租が従来より存続してきた税目であることによる。しかし今一つ重要な原因は、史料に伝える畝四升なる租額への無批判な信頼にあると思われる。この額面に全幅の信頼を置き、その前提の上に曹魏税制の時代の特徴を議論した研究が従来少なくなかった^④。更に毎畝四升なるデータへの絶対の信頼は、後述のように六朝は無論、漢代の畝収と税制の理解にも一定の影響を及ぼしてきたのである。

このデータに管見の限り始めて疑義を呈したのは賀昌群氏である。氏は一九五八年、「升斗弁」において、「四升」は明らかに「四斗」の誤りであることを指摘した。そう認めた上ではじめて曹魏租調制は歴史の流れの一環としてとらえ得る、と賀氏はいう^⑤。

氏の所論は「升」と「斗」との互訛の弁明に重きが置かれており、曹魏租調制の租額の制度的究明には至っていない。しかし、その指摘は単に曹魏税制の税額を訂正するに止まらず、前後の時代の税制、ひいては曹魏税制の歴史的背景についても再度の検討を要請するに至ったのである。にも拘わらず、「升斗弁」が発表された一九五八年から七十年代末期に至るまでの大量の論著の中で、同説は学界で然るべき評価を得ていないように見える。

再びこの問題を取り上げたのは周国林氏である。周氏は一九八二年「曹魏畝収租四升弁誤」の中で、再度「四升」を四斗の誤りとした^⑥。ただ、周氏は賀昌群氏の論文にはふれていない。

その後間もなく、同年に批判論文二本が出された。一つは袁剛・傅克輝両氏の「曹魏畝収租四升質疑」^⑦、一つは楊一民

氏の「也談曹魏租調」^⑧。袁・傳論文は周氏への反論として周国林論文中の誤り数カ所を指摘するが、袁・傳論文自身問題は少なくない。袁・傳論文は周国林論文の根本的否定に成功していない。また、楊一民論文はごく短く、立論も一般論に止まっているため、袁・傳論文と同様に、周国林論文を否定するには至っていない。同年末、周氏は改めて「曹魏西晋租調制度的考実與評價」の中で、「収田租畝四斗」の租制を当時の歴史の潮流の中に総合的に位置づけた^⑨。その後もたびたび、周氏は自らの見解をアピールしてきた^⑩。しかし、八二年のごく短い論争以後今日至るまで、賀・周両氏が先後提唱した「収田租畝四斗」（傍点は筆者が加えた、下同）説はなお学界で重視されていないように思われる。適切な批判もなければ、一歩進んだ検討も行なわれていない。

筆者は基本的に賀昌群・周国林両氏の意見を支持する。しかし、いくつかの基本認識、例えば畝制・畝当たりの収量、自作農経営の生産性及び一部の史料に対する理解などにおいては、賀・周両氏、特に周国林論文と意見を異にする。本稿では、まず、周説及びそれへの反論を紹介した上で、新たな観点から周説の補強を試みる。それは即ち、曹操の税制改革の意図とその背後にある漢代賦税制度のもたらした弊害についてである。かかる観点より、曹魏租調制度を当時の歴史的現実の中に位置づけ直し、その意義を明らかにすることを本稿の目的とする。

- ① 吉田虎雄「魏晋南北朝租税の研究」、大辰屋書店、一九四三年、頁九。唐長孺「魏晋戸調制及其演變」、《魏晋南北朝史論叢》所収、生活・読書・新知三聯書店、一九五五年、頁六〇。

- ② 高敏「曹魏租調制拾零」、「史学月刊」一九八二年第五期初出、後氏の「魏晋南北朝社会経済史探討」（人民出版社、一九八七年）所収、頁五七—七九。また、氏が主編した「魏晋南北朝経済史」（上海人民出版社、一九九六年）第九章に再収。

- ③ この時期の土地私有及びこれに関連する自作農経営に関しては、その着眼点は多く地方廉吏が流民の招来、農桑の奨励、水利施設の造

営・修復などの方策によって自作農経営を育て上げ、もしくはは恢復させることに集中している。例えば、黎虎「三国时期的自耕農經濟」（《北京師範大学学报》一九八四年第二期）、前掲高敏主編「魏晋南北朝経済史」（頁二八七—二九六）などがある。

- ④ 例えば、李劍農「魏晋南北朝隋唐經濟史稿」（中華書局、一九六三年、頁一一九—一二八）、朱紹侯「魏晋南北朝土地制度與階級關係」（中州古籍出版社、一九八八年、頁四八）、注②前掲高敏主編「魏晋南北朝経済史」（頁四六〇・四七三）などがある。

- ⑤ 賀昌群「升斗弁」、「歴史研究」一九五八年第六期。

- ⑥ 周国林「曹魏畝收租四升弁誤」、《江漢論壇》一九八二年第一期。
- ⑦ 袁剛・傅克輝「曹魏畝收租四升質疑」、《江漢論壇》一九八二年第七期。
- ⑧ 楊一民「也談曹魏租調」、《江漢論壇》一九八二年第七期。
- ⑨ 周国林「曹魏西晉租調制度的考実與評価」、《華中師院學報》一九八二年增刊号「中國歷史文獻研究輯刊」。
- ⑩ 周国林「東晉租調制度若干問題述弁」、《華中師範大學學報》一九八六年第五期。「西晉田租研究回顧與思考」、《中國史研究動態》一九八八年第一〇期。「西晉兩類郡縣農民說權議」、中國魏晉南北朝史學會編《魏晉南北朝論文集》（濟南、齊魯書社、一九九一年）所收、頁八六一—一〇一。「西晉諸侯四分食一制考」、《中國社會經濟史研究》一九九一年第四期。

二 周国林氏の「畝收四斗」説と学界における批判

既述の通り、周国林氏が曹魏租調制の田租額の「收田租畝四升」が「收田租畝四斗」の誤りであることを再び指摘したのは一九八二年一月の「曹魏畝收租四升弁誤」に於いてである（以下「弁誤」と略称）。同年末、また「曹魏西晉租調制的考実與評価」（以下「評価」と略称、また前掲「弁誤」と合わせて「両文」と略称）を出し、前の見解を魏晉時期の租賦制度の展開の流れにおいて更に強調した。「両文」で、周国林氏は次のように論ずる。

漢代の「三十税一」という田租の軽さは農民には決して利益をもたらしてはおらず、実際には大量の賦税が人頭税のかわりで個々の農民にのしかかっていた。特に後漢に入ると、「三十税一」の輕額田租は、世家豪族地主經濟の大きな發展を助け、それにともない、国家の失った大量の労働力は、後漢末軍閥割拠戦争の經濟的基盤となった。故に、兩漢租賦制度の改革は歴史の必然であった。この改革の目的は、時宜に適さなくなった「三十税一」制の廃止と、「租税什一」制の恢復により、財政収入を増やし、軍用と吏祿を満たすにあり、決して田租を輕減して豪族地主に更なる利益を与えることにはない。曹操の新租調制の収奪原則は、「不患寡而患不均、不患貧而患不安」、即ち、政府の財政収入額を支出額よりやや高くし、人民の負担過重と大量の剰余を防ぐことであつた。

以上を基本認識とした上、「両文」は次の各点に於いて具体的論証を進める。

1、当時の推定戸数五万戸、平均耕作畝数七〇畝のもと、四升／畝では国家の推定歳出を遠く満たさない。
 2、漢代の平均畝収三―五斛に対する四升の租率は「三十税一」より遙かに低く、曹操新租調制の理念に反する。
 3、「畝田租畝四升」なら、諸要素から考えて、農民の手に大量の剰余糧が生じるはずだが、それは封建的収奪体制下では有り得ない。

4 曹操の幕僚となった仲長統『昌言・損益篇』に「もし畝ごとに三斛を取り、斛ごとに一斗を取るも未だ甚だ多きとは為さず」、「法制を為り、画一に科を定め、租は十の一を税し、更賦は旧の如くすべし」との議論がある。これが曹操の政策に影響に与えたとすれば、畝収四斗こそがふさわしい。

以上より、周氏は曹魏租調制の「畝田租畝四升」が実は「畝田租畝四斗」の誤りであると指摘する。このような誤りがおこるのは「升」と「斗」の隸書の字形の近似によるものであり、更に、唐代に編纂された『晋書』・『通典』はみな「畝田租畝四升」に作ることから、この誤りは少なくとも唐以前に起こったと推測する。（同様の見解は賀昌群氏も「升斗弁」で既に提示している。）

最後に、周国林氏は曹魏の「畝田租畝四斗」換言すれば「租税什一」が六朝の田租制度へ与えた影響にも簡単に言及する。すなわち、

A 東晋成帝朝の「取十分之一」という税率は曹魏租調制と一致する。^①

B 南朝梁・陳時期の税米制も曹魏租調制と一致する。米二斗は粟四斗にあたるからである。^②

C 北魏太和八（四八四）年の百官俸禄制に見える一戸当たりの田租二・九石は周氏の推算する曹魏租調制下の二八斛に近い。^③

先述のように、「弁誤」が発表されると直ちに、袁剛・傅克輝両氏の「曹魏畝収租四升質疑」と楊一民氏の「也談曹魏租調」が周説への反駁を加えた。袁・傅論文は周氏の指摘中、四升／畝の収奪量がさほど重くはないこと、又四升／畝では

政府の歳出を遠く満たさないことを認めた上で、その二点のみを理由に升を斗に改めることに難を呈する。主な論拠は次の通りである。

(一) 周説の第1・2点に関して。曹魏の税制は田租より戸調に重きを置き、戸調額は粟換算で田租の四・五倍に上った。同第4点に関して。仲長統の曹操政権参画時期は新租調令発布後で、しかも当時の彼の年齢から見て『昌言』はより後年の執筆になると思われる、同書中の議論が曹操に影響を与えたとは考え得ない。寧ろこれは曹操の新税制に対し発せられたとも見られ、然らば一層「四升」の可能性が高い。

(三) 周国林「弁誤」の最後に取り上げられている三つの傍証史料に対しても、袁・傅論文は一一論駁する。

(A) 晋書食貨志などに見える東晋成帝期の「度田税米」の税額は六升であり、周国林「弁誤」の主張した「四斗」ではない。^④

(B) 隋書食貨志に記す南朝の税米二斗／畝は、『通典』卷五・『冊府元龜』卷四八七の二升／畝が正しい。(なおこの額は田租の附加税とされる。)

(C) 魏書食貨志に見える「戸」はいわゆる「宗主督護制」下の「或いは百室戸を合し、或いは千丁籍を共にす」といった大戸であり、曹魏との比較はできない。

更に袁・傅論文は両晋南北朝隋唐時期の田租額を表にして、西晋から唐前期に至るまで、田租額は通常一畝当たり一斗以下に抑えられていることを指摘、自説を補強し周説の誤りをいう。

以上で、曹魏租調制の田租額が「四斗」であることを主張する周国林側の意見とこれに反論する袁・傅側の意見は、明らかになったであろう。

批判側の指摘にも尤もな点がある。例えば、上掲の(二)と(三)―(B)。周氏が仲長統の『昌言・損益篇』中の租賦改革の議論を曹操の新租調制の制定と直接に結びつけたのは確かに短絡的であり、『後漢書』本伝に周氏が指摘したような因果関係

は見当たらない。更に、周氏の『隋書』中「其の田は、畝ごとに米二斗を税す」との記事の理解も問題があると言わざるを得ない。しかしながら、批判側の意見にも検討する余地は多い。後述のように、曹魏租調制の田租額や戸調額などを検討するに当たって、曹魏政府が田租・戸調いづれに重きを置いたか、或いは戸調の絹二匹・綿二斤が何斛の穀物に値するのか、といった検討はあまり意味をなさない。まして、仲長統の租賦改革議論の向けられた対象が漢代租賦制度、曹操の新制いづれにあったか、といったことを議論解決の手がかりとするのは極めて危険である。

我々はこれら脆弱な根拠への依拠を避け、より大きな歴史的背景から曹操の新税制の意図を探るべきであろう。そこから曹魏新税制下の田租額も自ずと確定されるはずである。以下に、漢代の税制とその社会の変化への影響、そこから齎される弊害、そしてその克服への動きといった面から曹魏新税制の成立の意義を考えていきたい。

① 『晋書』卷二六「食貨志」に、「成帝始度百姓田、取十分之一、率 調外之費。至是戸増帛三匹、粟二石九斗、以為官司之祿」とある。 畝税米三升」とある。

② 『隋書』卷二四「食貨志」に、「其田、畝税米二斗」とある。

③ 『魏書』卷二〇「食貨志」に、「先是天下戸以九品混通、戸調帛 斗」の誤りという学界の見解をとらず、畝当たりの税米は三升、穀に 二匹、絮二斤、糸一斤、粟二十石。又入帛一匹二丈、委之州庫、以供 換算すれば六升に当たるから、成帝期の「度田税米」の税額は六升で あったと主張する。

三 漢代租賦制度における弊害と後漢以来の改革の動き

(一) 漢代租賦制度とそこに潜んだ危機

周知のように、漢代の租賦の基本的構成は田畝から徴収する田租と人口から徴収する算賦・口賦である。原則上、前者は実物で徴収される農業収益税で、後者は貨幣で徴収される人頭税である。漢代の田租と算賦・口賦については龐大な先行研究がある。それらに十分の敬意を表するのは無論だが、ここでは紙幅の都合上その整理・紹介は省略し、以下、必要

限度内で、漢代租賦制度研究中、本文に直接関わる諸問題について私見を述べ、筆者自身の立場を確認し、その上で漢代租賦制度に潜んでいた危機を探り出したい。

1 田租とその附加税としての芻蕘税について

ここでいう租は税と同義で、小作農が地主に納める地租ではなく、政府が土地所有者に課する土地税或いは農業収益税である。便宜上、本文もこの土地税或いは農業収益税を租と称することにする。無論、土地所有者とは広範な自作小農民から免税特権を持たない大・中土地所有者までも含んでいる。

輕租、つまり田租の輕減は漢王朝が一貫してとっていた政策である。宋・周密『齊東野語』卷一「漢租最輕」の次の一節は今人の研究にもしばしば引かれる。「井田の法の廢せられて自り、賦名日ごとに繁く、民幾んど生を聊します。余嘗て夷考するに、在昔、独り兩漢のみ最も輕し、惟に後世及ぶべからざるのみに非ず、三代と雖も亦た及ばざる所なり。」前漢政權を建国して間もなく、漢の高祖は租率を一分の一に下げた。^①この「什五税一」策制定以後、一時的に租率を一度上げたものの、次の惠帝の元(前一九四)年に再び「田租を減じ、復た什五して一を税す」^②、つまり「什五税一」策を恢復させた。さらに文帝二(前一七八)年と二二(前一六八)年に二回にわたって従来の田租を半減し、したがって租率は事実上十分の一まで下がったのである。元來臨時的な田租半減策は景帝元(前一五六)年に定制となった。^④以後、前漢一代にわたって、田租の徴収率の変更は見られない。

漢代田租の輕さとは、むろん前後の時代と比較した上である。秦代の田租率と徴収方法は現在まだ明らかでない。漢書食貨志に引く董仲舒の言に、「古えは民に税すること什に一を過ぎず、其の供し易きを求む。……秦に至れば則ち然らず、商鞅の法を用い、帝王の制を改む。一歳の屯戍、一歳の力役、古えに三十倍す。田租口賦、塩鉄の利は、古えに二十倍す。或いは豪民の田を耕やし、什に五を税せらる」とある。食貨志には又班固の次のような言も引く、「始皇の遂に天下を併

すに至り、内は功作を興し、外は夷狄を攘い、秦半の賦を収め、閭左の戍を発す」と。また、『淮南子・兵略訓』には、秦二世の時に、「秦半の賦」を徴収していたと伝えている。更に、後漢書郡国志引く『帝王世系』にも、「參夷の刑を行い、大半の賦を収む」と、ほぼ同じ記載を残す。これらの史料は秦代の租賦の苛重さを物語るものとしてしばしば引かれてきた。高敏氏は、以上の史料により、秦が「秦半の賦」を遂行したのは始皇帝が全国を統一して間もないある時期からで、始皇帝三一（前二二六）年の「使監首自実田」政策の実施とほぼ時期を同じくする、と推測している^⑤。しかし、漢代人の秦の苛政に対する記載には感情的な誇張が多分に含まれ、これらの史料を秦代租賦の真実を語るものとして見るのは危険であろう。例えば董仲舒の言だけを見ても、力役が「古えに三十倍す」、田租・口賦・塩鉄が「古えに二十倍す」とは明らかに一種のレトリックで、「古えに二十倍す」る租賦では「或いは豪民の田を耕やし、什に五を税せらる」との關係が全く解釈できない。秦代において、王朝末の混乱期一時的に田租の加重された可能性は十分あるものの、通常の規定上の田租徴収率は依然「什一の税」に維持されていたものと思われる^⑥。したがって、周代以来の伝統的な「什一而税」の税率と比べれば、漢初の「什五税一」、特に景帝以後漸く定制となった「三十税一」といった税率は極めて軽く、後世まで賞賛され続けてきたのも無理はなからう。

景帝朝以後「三十税一」制下の一畝に当たりの田租額につき、従来の研究では、漢代畝収一斛説を主張する論者は三・三升、約三升とし、畝収三斛説を主張する論者は九・九升、約一斗とする。筆者はかつて戦国秦漢期の畝制と畝収量について検討を加えた際、両漢魏晋時期において、普通の作柄、普通の土地、いわゆる「中田中年」の面積の畝収は四斛と推定した^⑦。この畝収四斛を規準にすれば、一畝当たりの田租は一・三斗となる。この一・三斗がいわゆる「正租」である。当時のごく普通の五人家族の自作農戸の生産能力の大畝五〇畝を規準とすれば、供出すべき田租額は六・五斛となる。

さて、この一・三斗の田租は単なる机上の計算に過ぎない。実際には、漢代田租の徴収はこれより複雑であることも十分想像される。漢代田租の徴収法は、今に至るまで学界の論争の焦点の一つである。「三十税一」の語から見れば、漢代

古えは什に一して税し、以て天下の中正と為すなり。今、漢民に百に一して税する或り、鮮なしと謂うべし。然して豪強富人、田を占すること逾いよ侈り、其の賦の大半を輸す。官は百一の税を収め、民は大半の賦を収む。官家の恵は三代に優るも、豪強の暴は亡秦より酷し。

と。この二つの史料に基づき、紙屋氏の出した結論は次の通りである。景帝期に定制となった「三十税一」の税率は、武帝期の畝制統一に至ると、新畝（幅一歩・長さ二四〇歩一畝制）は旧畝（幅一歩・長さ一〇〇歩一畝制）の二・四倍であるために、「三十税一」の税率が変わらない限り、事実上の税率は七二分の一にまで下がったに違いない。この七二分の一の税率は荀悦のいうところの「百一而税」に非常に近く、それ故、荀悦の「百一而税」説の信憑性が十分ある、という。呉慧氏の發想・結論も紙屋氏のと全く一致しており、越智重明氏も紙屋氏の見解に賛成する立場をとっている。以上の紙屋氏・呉慧氏の「百一而税」説を支えている二本の柱の一本、つまり『塩鉄論』卷三御史の言から導き出したいわゆる武帝畝制統一説については、筆者は先に別稿で、全国畝制の統一は武帝期ではなく、秦の全国統一に帰するほかないことを指摘した^⑩。もう一本の柱、つまり、荀悦の議論について。「今、漢民に百に一して税する或り」という一文からもわかるように、兩漢時期、特に後漢時期、たとえ「百一而税」の現象が実際にあったとしても、それは一部の豪族に見られたいわば特例であろう。そもそも荀悦の「百一而税」の表現はレトリックであった可能性が極めて高く、いわば「百一而税」は単に「極めて低い」の同義語であったと思われる。これは漢代賦税制度上の税率では決してない。ここで想起されるのは曹魏租調制の租額問題である。曹魏租調制の租額を「収田租畝四升」とすれば、その税率はちょうど百分の一になる。曹魏租調制の田租率は漢代の「百一而税」を継承しているのか、荀悦の議論は主に曹魏租調制を批判しているのか、「今、漢民に百に一して税する或り」の「今」は曹魏租調制を施行した建安五年以後のことを指しているのか、等の関連問題が想起されようが、これらの疑問は後文で検討することにし、ここでは暫く措いておく。要するに、いわゆる漢代「百一而税」説は、全国畝制統一時期に対する認識のちがいと荀悦の言に対する誤解に由来すると思われる。

前にも述べたように、漢代の田租については、この時期の畝収に対する認識の違いによって算出した田租額も大きく異なってくる。しかし、漢代田租研究の中、ある傾向を今一度指摘しなければならぬ。すなわち、従来、漢代田租研究に当たっては、平中荅次氏の観点に象徴されるように、一種の先入観が存在してきたように思われる。平中氏は、漢代畝収三石、「三十税一」の税率により算出した田租額の一斗は、魏晉以後の一畝に当たりの田租額に比べればあまりに高く見える、と指摘している。そのため、氏は漢代の田租額を半額の五升前後と推定した。魏晉期の田租額に比べ一斗という量があまりにも高く見えるからと言って、十分な根拠を欠いたまま任意に半額の五升と推断する氏の論法は、その底に一種の先入観を潜めているように思われる。それはすなわち、魏晉時期の田租額、つまり、曹魏期の畝ごとに四升と「初学記」に引かれる「晋故事」の逸文から導かれた西晋期の畝ごとに八升、^⑩というデータの確かさへの絶対の信頼である。実にこの先入観は、従来われわれが曹魏租調製の租額を正しく認識する上で克服し難い障壁の一つであったと言える。

続いて、漢代の芻蕘税について一瞥しよう。

漢代、正税のほか、付加税として芻蕘税があった。漢書蕭何伝には、「何、民が為に請いて曰く……上林中に空地の棄てらるる多し、願わくは民をして入りて田づくるを得しめ、蕘を収めて獸が為に食ましむる勿れ」とあり、師古は「蕘とは禾稈なり。言うところ人の之に田づくるを恣し、其の蕘税を収めざるなり」と注している。元帝の時、貢禹は上書して、当時の農民の暮らしぶりや租税負担についてこう語っている。「農夫父子、中野に暴露し、寒暑を避けず、草を埽り土を杷り、手足胼胝し、已に穀租を奉ずるや、又た蕘税を出だす、郷部私求し、勝げて供す可からず」と。芻蕘税は当時の重要な税目であったことがわかる。従来不明点の多かった秦漢期の芻蕘税の実体につき貴重な史料を提供したのは近年出土の簡牘である。『秦律十八種』の『田律』には、「入頃芻・蕘、以其受田之数、無墾不墾、頃入芻三石・蕘二石。芻鄒自黄蕘及蔭束以上皆受之。入芻・蕘、相輸度可也」と規定している。^⑪芻は飼料、蕘は燃料としてのわら、石は重量の単位で、

したがって秦の時期、芻・藁は現物で徴収されていた可能性が高い。漢は、秦の芻藁税徴収制度を受け継いだ。江陵鳳凰山十号漢墓より出土した三号木牘には前漢景帝初期の平里と稿上の芻藁税徴収が記されている。

平里戸芻廿七石 稿上戸芻十三石

田芻四石三斗七升 田芻一石六斗六升

凡卅一石三斗七升 凡十四石六斗六升

八斗為錢 二斗為錢

六石当稿 一石当稿

定廿四石六斗九升当 定十三石四斗六升給当

田稿二石二斗四升半 田稿八斗三升

自為稿十二石 自為稿二石

凡十四石二斗八升半 凡二石八斗三升

平里と稿上の両里が納めた芻藁が石・斗・升で計算されていることについて黄盛璋氏は、芻藁を細かく切って飼料にしたためである、と述べている^⑮。山田勝芳氏も漢代の芻藁は牛馬の飼料として徴収されたと考え、さらに、田芻対田藁の比価が二対一であることに關して、山田氏はそれを芻と藁との栄養分比率から説明し、飼料として優れている芻を藁の価値の二倍としたもの、と述べる^⑯。しかし、藁はふつう燃料として使われるものであり、細かくしては使用に耐えない。前に引いた漢書貢禹伝中の「已に穀租を奉ずるや、又た藁税を出だす」の語から見れば、漢代の芻藁徴収は既に秦代の実物徴収から穀物徴収に変化していた可能性が極めて高い^⑰。急就篇の「種樹取斂賦税租」に顔師古は「財を斂むるを賦と曰い、穀を斂むるを税と曰い、田税を租と曰う、皆な公家の用に供する所以なり」と注する。この「税」は漢代の芻藁税を指す可能性が高い。前漢末になると、藁税が貨幣で折納されている例もある^⑱。江陵鳳凰山十号漢墓より出土した芻藁徴収の記

録によれば、漢代の芻蕘税は更に戸ごとに徴収される戸芻と田畝単位で徴収される田芻・田蕘との二種類に分れる。ただ、芻・蕘の具体的な徴収額については、現段階では知り得ず、今後の新史料の出現を待つ他ない。しかし、正租の付加税としての芻蕘税は決して高くはなかったはずである。

2 算賦・口賦について

漢代の租賦には、田租・芻蕘税の他にいま一つ重要な税目がある。周知のようにそれは算賦（口算）と口賦（口錢）である。算賦は、政府が十五歳以上五十六歳以下の成年男女から毎歳一人当たり百二十錢、すなわち一算を、口賦は七歳以上十四歳以下の未成年男女より毎歳一人当たり二十三錢を徴収するものであった^⑧。この算賦・口賦は、前漢より後漢帝國没落の寸前まで徴収された。

漢代の算賦・口賦、特に算賦についての研究は、最初にこの課題に取り組んだ加藤繁氏の「算賦に就いての小研究」によつて、その大きな方向が定められた^⑨。以後の算賦研究はほとんどその延長線上において行われてきたといつてよい。本世紀七〇年代、江陵鳳凰山十号漢墓の簡牘が出土して以後、算賦の研究は新しい局面を迎えた。加藤氏の研究以来、近年に至るまでの研究については山田勝芳氏が整理しているが、それら諸研究の中で本文と直接関わり、示唆的なのは永田英正氏の研究である^⑩。次に、主に永田氏の研究に依拠して、漢代算賦・口賦の課徴に関する問題点を概観しよう。

氏によれば、漢代の人頭税は郷里単位で編成される名籍に基づき徴収されていた。錢建ての算賦は次のような問題を生じた。即ち農民は錢を得るべく凶作の年には貴重な食糧を売り払わねばならず、一方豊作の年には、殊に穀価の変動の激しい当時、大きく下落した穀価のためやはり数月分の食糧を売却する必要を生じた。かくして漢代の算賦に代表される錢納税は農民に大きな負担を強いたのであった。更に後漢に入ると貨幣経済の衰退、特権階層への貨幣集中なる社会情勢の変化に伴い、錢納税は自由農民の没落破産と国家の支配からの離脱、豪族勢力下への隷属を促進し、郷里制とそれに基づ

く人頭税制度、そしてそれらを基盤とする帝国の支配を根底から崩壊を導いた。氏の明らかにした漢代の算賦・口賦制度の崩壊と中国古代社会の終焉との内的関係は本稿で曹魏租調研究の成立とその性格を検討するための重要な糸口を提供する。

次には、以上の確認に基づき、漢代租賦制度に内包された弊害危機につき検討したい。

3 漢代租賦制度に潜んだ弊害危機

臨時の増税などを除けば、漢代「三十税一」の田租率、或いは平均一畝当たり一・三斗前後の田租は、単に制度上から見れば、前代に比べ非常に軽いものであった。このような軽租政策は然らば漢代社会にどのような変質をもたらしたであろうか。軽租政策が漢代社会にもたらした弊害については早くから指摘はあるが、その軽租愛民という積極的な面のみ過大評価される一方、そこに潜んだ弊害危機などの負の面には十分な考慮がなされなかったように思われる。前漢初期においては、軽租政策が戦乱で疲弊した農村の再建、人民の生活の建て直しに積極的な役割を果たしたことは無論である。ところが、土地私有の発展に伴い、およそ武帝以後、この軽租政策は次第に変質して逆の効果を生むに至り、その結果、豪族勢力の膨張という社会問題がもたらされた。

地方豪族勢力の発展膨張が、前漢中期以後後漢に至るまで最も重大な社会問題となっていたことは周知の通りである。この豪族勢力を成長させた原因については多くの先学が言及している^②。それらの中で、漢代の軽租政策も豪族勢力の台頭、領土化傾向の顕在化を促す一つの重要な要因であったことは忘れられがちである。

軽租策が、より多くの土地を保有する者により多くの実益を与えたことは想像に難くない。大土地を所有する地方豪族は、「三十税一」の軽租による実益を受けながら、五割の私租率で小作農より収奪し、或いは奴隷を駆使し、大規模な土地兼併に象徴される牢固な経済的土台を築き上げたのである。土地兼併はそもそも漢代に限ったことではなく、農業社会

において普遍的な現象であるが、前漢中期以降後漢にかけての土地兼併は空前の規模であった。ことに成帝・哀帝期に漢代の土地兼併は最高潮に達した。このような深刻な兼併現象の出現と漢初以来の輕租政策との間には必然的な因果関係があると考えられる。

輕租政策は、土地兼併により豪族が莫大な經濟利益を獲得するのに有利な条件を与えたばかりでなく、同時に在地豪族の政治勢力との結託にも絶好の条件を与えた。輕租政策を採れば、政府の田租収入の減少が予想される。文帝の田租半免とほぼ同時に、晁錯の提案になる納粟授爵政策も出された。これにより田租の減少分を補完し得たとともに、輕租政策を引き続き施行することも可能となった。武帝以後、納粟授爵に加え、塩鉄・酒の専売、貨幣の更鑄、商人資産税の課徴など、新たな財源が開かれ、特に塩鉄の専売は漢王朝の財政収入を大いに増加せしめた。しかし一方、それらの政策は必然的に次の結果をもたらした。すなわち、財産に富む官吏や商人・在地有力者たちは入錢・入粟の道を通じて官爵を獲得し、或いは政府専營の塩鉄・酒酤などの事業を代弁して、いっそう勢力を伸ばして政治の分野に進出していく。また、入錢・入粟賜爵により、贖罪までできれば、郷党に横暴に振る舞うこともある程度許されるようになった、ということである。

「宗族横恣」・「以氣力漁食閭里」・「奢而薄德」などの表現は当時の世相を語る文献中に頻見する所である。^②

前に引いた荀悦の言は、輕租政策と豪族勢力の台頭・膨張との間の内的關係について語る最も代表的なものであろう。『前漢紀』卷八文帝十三年（前一六七）「六月、詔して民の田租を除く」の条下、荀悦は漢代の輕租政策について次のように議論した。

古えは什に一して税し、以て天下の中正と為すなり。今、漢民に百に一して税する或り、鮮なしと謂うべし。然して豪強富人、田を占すること逾いよ侈り、其の賦の大半を輸す。官は百一の税を収め、民は大半の賦を収む。官家の恵は三代に優るも、豪強の暴は亡秦より酷し。是れ上惠通せず、威福豪強に分かるるなり。今其の本を正さずして租税を除くに務むるは、適に以て富強に資するに足る。

この荀悦の議論に対する平中答次氏の理解は次の通りである。文帝の田租免除の恩恵を受けたのは実は大量の土地を所有している富豪のみであり、富豪の土地を借りて収穫量の三分の二を小作料として地主に納める貧困農民にとつては、何の実益もなく、荀悦の議論中、文帝の時に既に大土地所有制が主導的地位をしめたとは荀悦の誤解であろう、と。平中氏の理解に対し、前掲紙屋正和氏は異議を提示して「今漢民或百一而税」の「今」という字に着眼、荀悦の目に映る現象は後漢末建安年間のことではないか、と指摘している。しかし両氏とも、字面に拘泥し過ぎのように思われる。荀悦の議論は漢王朝がまさに崩壊しようとしている時点で漢代四百年に亘って実施されてきた輕租政策の得失に対して発せられたものではないか、と筆者は理解している。その議論の真髓は「其の本を正さずして租税を除くに務むるは、適に以て富強に資するに足る」にあるであろう。

漢代、租の輕さに比して、賦の重さは前に既にふれた。

永田氏は一算の金額百二十錢を一丁男の食糧に換算して算賦の重さの考察を進めたのであるが、ここで、われわれは一家族を単位として、この家族が負担すべき算賦・口賦の総額を見てみたい。通常、われわれは漢代、中でも特に前漢時期の小自作農戸を五人家族と設定する^⑤。仮に、一家族のうち、三人は算賦を出し、二人は口賦を出したとすると、口算錢の総額は四〇六錢となる。漢代の穀価について、永田氏は宇都宮清吉氏に従い、一斛の平価七〇錢と設定した^⑦。従来の研究に照らし合わせても、この穀価は妥当であろう。よって四〇六錢は穀物に換算すれば六斛に相当する。単にこの数字から見れば、口算賦の負担は決して重いとは言えない。先に紹介した袁剛・傅克輝論文はこのような見解に立って、曹魏租調制の戸調が漢代の口算賦より遙かに重いと結論し、そのため、田租を漢代より軽くした、つまり「取田租畝四升」というのは道理に叶うとする。袁・傅論文のこのような比較は漢代の口算賦と租調制の戸調との性格の差を無視した単純な数字の比較の嫌がある。実際には、漢代の口算賦の徴収はかく単純なものではない。さもなくば、「子を生めば輒ち殺す、甚だ悲痛す可し」のような現象は理解し難い^⑧。口算賦のほか、漢代の錢納税にはまた更賦すなわち代役錢、徭役の代替税

がある。その額は通常毎年三百銭と言われているが、仮に一家族のうち二人が在役年齢にあるとすれば、一年の更賦は六百銭になる。これを平価で穀物に換算すれば、八ないし九斛に相当する。これと口算賦と正租とを加算すると、総額は二〇斛程度であろう。このうち、錢納の部分は実物納入部分の三倍にもなる。

錢納の賦斂の弊害は、つまり黄宗羲の所謂「税する所、出す所に非ざるの害」である。問題は正に永田氏が指摘したように穀価の下落にある。文献の中にしばしば「穀賤傷農」との表現があるのもこれが原因である。賦は原則上は錢納であるから、農民は農産物を売って現金に換えることが普通であったと想像される。これに関係する直接の史料は見られないが、片鱗はなお窺える。

後漢後期の崔寔が著した『四民月令』は、一豪族の大家族一年間十二月の歳時記的な記述である。崔寔は五原太守在任中、民に麻の栽培や紡績を教え、良吏と称えられている。また『政論』を著して後漢時期の深刻な社会危機と腐敗した社会風習に対して痛烈な批判を行っており、後漢の社会批判思潮の代表者として名高い。青年時代の崔寔は父親を亡くして家計が窮乏に陥った時に暫く「酤醸販鬻」に従事したとはいえ、崔寔を含む涿郡安平の崔氏一族は典型的な豪族であった。崔寔の従兄、冀州の名士崔烈は靈帝の時に五百万銭で司徒の位を買い「銅臭」の諷りを受けたこともある。崔寔の『四民月令』に見える諸経営の中には、農桑を中心とする豪族莊園経営のほか、商行もある。渡部武氏はかつて『四民月令』の内容を表に整理した。その商行為の部分抽出すれば次の通りである。^{③④}

月分	買入	売出
二月	薪炭	粟・黍・大小豆・麻・麦子
三月	布	黍
四月	穧・大麦・弊絮	
五月	穧・大小麦・麩麩・弊絮・布帛	大小豆・胡麻

六月	穧・小麦・織・縛	大豆
七月	麦・織・縛	大小豆
八月	韋履・黍	種麦
十月	粟・大小豆・麻子	織・綿・弊絮
十一月	白犬・秬・粟・大小豆・麻子	

現存の『四民月令』は輯本であり、その内容には欠落があることは十分考えられるが、現在残る部分を見てみると、一年中の穀物売買及びその他の商品の取引の時期は注意に値する。特にその買入の時期の大半は各類の作物の成熟期とほぼ一致している。このような現象について、渡部氏は、豪族の農業経営において穀物の不足は考え得ず、穀物の買入や売出は収穫期の安値と食糧不足期の高値を狙ってのことである、と指摘している^⑧。その見解は至当である。ただ、ここでもう一点考えられるように思われる。つまり、このような投機的売買を単なる豪族側の投機的的心理に帰するのは不十分であり、そこにはまた社会的な需要が含まれていたと考えられる。豪族と同じ地域社会に属する小農民は銭納の算賦・口賦・更賦を納めるために、収穫後、一定量の農作物を現金に換えなければならない。食糧の売買は、商品経済がある程度活発であった前漢時期においてはなお市場のルートを通して行うことができたが、後漢になれば、商品経済の衰退、貨幣が豪族を含む特殊階級に集中したという社会情勢の下で、食糧の売買が多分に豪族と農民との間に集中したことは容易に考えられる。『四民月令』に見られる穀物や絹の売買はそのような性格を持つていた可能性が高い。問題は売買時の価格にある。もし価格の適正さが失われれば、在地豪族は最終的に地域社会に於けるあるべき人望も失ってしまう。逆に、もし同じ地域社会に属する農民を思い遣り、価格の適正さが保たれば、在地豪族は郷党において求心力的な存在となり、最終的には地域社会の秩序の維持者となるであろう。崔氏は基本的には後者であろう。崔寔に代表される崔氏の農を愛し、農を重視する、いわゆる「愛農重農」の思想と確固たる士大夫倫理は、崔氏の豪族としての社会地位を数百年に亘って延々と維持

してきた土台である。

しかし、後漢時期に於いて、各地の新興的豪族地主のうち、崔寔のような確固たる士大夫倫理を以て立身処世した清流人物は、数から言うと、それ程多くはなかったと考えられる。その多くは大土地経営を土台にして政治利益や経済利益、それに郷党支配を目標とする土豪的豪族であったに違いない。川勝氏はこのような後漢期の社会変動の傾向を「豪族層の領主化傾向」とよんでいる。かかる豪族の地域社会における生活・経営及び郷党支配などの過度の行為に対しては、王符の『潜夫論』・崔寔の『政論』及び仲長統の『昌言』などが痛烈に批判する。それらを読めばわかるように、豪族勢力の抑制は、後漢中後期の社会批判思潮の中心的論題である。

(二) 後漢以来租賦制度改革の動き

王符・崔寔・仲長統ら後漢中後期の社会批判論者たちの中心的論題は豪族勢力の抑制であった。彼らの批判はいずれも総体的な見地から漢代社会を対象として行われており、漢代租賦制度に対する具体的な改革案は、仲長統が少しふれたほかは、ほとんど具体的に論及されていない。とはいえ、彼らの論者は例外なく民本思想と富民思想に満ち、古代の井田制（無論、その名を借りるだけだが）の恢復も彼らの理想であった。漢代租賦制度の制度的な特徴はいわゆる「租輕賦重」である。経営項目がほとんど単一の農業社会において、このような制度の最大の問題は前に述べた通りである。初めて漢代租賦制度を根本から改革しようとしたのは王莽であった。

王莽の各項目の経済改革の中では、田制改革と税制改革が主な内容であった。漢書王莽伝に伝わる始建国元（九）年の詔には、

古えは、廬を設くること井ごとに八家、一夫一婦は百畝を田づくり、什に一して税すれば、則ち国給り民富みて頌声作くる。……

漢氏は田租を減輕し、三十して一を税するも、常に更賦有り、罷糶咸な出で、而して豪民侵陵し、田を分かちて劫假す。厥の名は

三十なるも、実は什して五を税するなり。……故に富者は大馬すら菽粟を余し、驕りて邪を為す。貧者は糟糠をも厭わず、窮して姦を為し、俱に辜に陥れば、刑用いられて錯かれず。

とある。上引の詔から看取される王莽の田制税制改革の目的は、一つは限田、一つは増租にあらう。この詔その他の史料からは王莽が漢制の「三十税一」を什一税に改めたことは必ずしも確言はできないが、改革の目的や改革実行後の「天下嗷嗷然」「民怨」などの事情から、王莽が強引に各種の改革策を断行したことが窺える。王莽の改革は大きな抵抗を招いたが、ここにいう「天下」「民」が普通の自作小農民を指すとは考え難く、抵抗はやはり豪族からのものであらう。

王莽が什一税を実行したことはまた後漢光武帝建武六(三〇)年十二月の詔からも窺える。後漢書光武帝紀に

頃者、師旅未だ解けず、用度足らざれば、故に什一の税を行う。今、軍士屯田し、租儲差や積む、其れ郡国をして見田の租を収むるに三十に一を税せしむること旧制の如くせよ。

とある。建武六年十二月以前の什一税は、光武帝の詔勅によれば、戦時中「用度不足」のために行われたのであるが、しかしこれは後漢初期に什一税が始まったことを示すものはなさそうである。この時期の什一税の始まりは王莽の改革であったと思われる。建武五年、各地の動乱が漸く鎮まり、建武六年、光武帝は一連の改革を行った。光武帝の建武六年の改革は三十税一制の回復のみならず、六月の四百余縣の統合廃止・地方官吏定員の削減や十一月の奴婢解放令などもその重要な内容であった^④。これらの改革措置はいずれも王莽時期の復古政策に対して行われたものであり、後漢政府にとっては、撥乱反正的な意味を持っていたと言える。したがって、次の推論は成り立ち得るだろう。すなわち、王莽が改革を遂行した際に什一税も強行に実行され、後漢政権が成立、全国がまだ平定されていない時点で一時的に「用度不足」のため王莽が改制したこの什一税が引き続き用いられた、建武六年になり、後漢政府が基本的に安定すると内政改革の一環として什一税を取りやめ、三十税一の「旧制」を回復した、ということである。三十税一制の回復については、少なくとも次の原因が考えられる。第一に、戦乱によって破壊された農業生産を回復させること。この点は前漢初期の情勢と類似している。

第二に、より直接の原因として、それは豪族勢力からの要望を受けてのものであった可能性が高い。後漢政府の政治的土台は豪族であったからである。更にいま一つの理由が考えられる。すなわち後漢政府は前漢の正統を受け継いでいることを強調する意図がそこに込められている。

したがって、前漢の租賦制度はその弊害とともに後漢政府に全面的に継承されたのであった。特に章帝以後、寛容な儒教思想を基本理念とする放漫政策の下で、この弊害はますます深刻化していき、豪族跋扈はますます熾烈となってきたことが推測される。時弊を前にして、批判思潮・改良運動も日々高まってきた。財政経済の分野で、崩壊に瀕する自作農経営を救うため、嘗て前漢の貢禹が提案した貨幣廢止論が危機解消の方策として再び浮上し、朝廷の論議となっていたが、反論のため中止を余儀なくされた。^⑤

後漢末、漢代租賦制度に痛烈な批判を加えた者には荀悦と仲長統がいる。荀悦の議論は前に二度ふれたため、ここでは繰り返さない。仲長統も三十税一の輕租政策を批判し、什一税の回復を呼びかけた。仲長統の議論は前に紹介した周国林「兩文」の重要な論拠となり、また袁・傳論文の周国林「弁誤」に対する反論の重要な手掛かりともなっている。『昌言・損益篇』には、

今、饒饒の率を通じ、稼穡の入を計り、もし畝ごとに三斛を取り、斛ごとに一斗を取るも未だ甚だ多きとは為さず、一歳の間、則ち数年の儲有らん。非法の役を興し、奢侈の欲を恣いままにし、愛幸の賜を廣ぐると雖も、猶未だ尽す能わざるなり。古法に循わずして、輕税を為さんと規らば、一方に警有り、一面被災するに至るに及び、未だ三年に逮ばずして、校計審短し、坐して戰士の蔬食するを視、立ちて餓殍の道に満つるを望まん、之の如くんば何すれぞ君此の政を行わんや。二十して一を税するすら之名づけて額と曰う、況んや三十して一を税するをや。……今、田に常主無く、民に常居無し、吏食日ごとに墮け、班祿未だ定まらず、法制を為り、画一に科を定め、租は十の一を税し、更賦は旧の如くすべし。

とある。仲長統の活動期は後漢の最末期の建安年間であった。曹操が河北において新租調制を施行したのは建安九年九月

のことで、吉田虎雄・唐長孺・高敏ら諸氏によれば、この新制の案出はより早く建安四・五年にまで遡り得る。そこで仲長統の以上の議論が曹操の新制制定に影響を与えたか否かが前掲袁・傅論文で問題とされた。同論文に言うところをやや繰り返せば、曹操が新租調制を制定した建安九年の時点で仲長統は二十四歳、『昌言』は当時第一流の政治論著であり、二十代前半の一青年が『昌言』のような著作を書くのはほぼ不可能に近く、後漢書本伝が『昌言』の著作を仲長統が丞相曹操の軍事に参画し始めた建安十三年（二〇八年、当時二十八歳）以後に置くのに従ったほうが妥当である、という。さらに、同論文は次のように推断する。曹操新制が実施された年月と『昌言』が著された時期との前後関係から、仲長統の「三十税一」の軽租に対する批判、その対象は、兩漢租賦制よりもむしろ曹操新制であった可能性がより高い、それ故に曹魏租調制の田租額は「四升」の軽租としか考えられず、「四斗」ではあり得ない、と。

『昌言』の著作年代が既に周国林「兩文」と袁・傅論文で問題とされた以上、ここで無視することははやできない。『昌言』の成立時期について、現段階で確実な手掛かりは見つからない。劉文英氏の『仲長統評伝』も、その時期についてはかなりの幅をもたせたまま明確な断定を避けている。^{②③}袁・傅論文は後漢書本伝の記述に於ける『昌言』執筆記事の位置からその時期を論ずるが、個人の伝記中、伝主の著作が必ず時代順に置かれるとは限らず、伝記中の作品の排列順と作品の成立時期との間には必ずしも等号を付けることはできない。^{②④}『通鑑』は『昌言』に関する記事を建安十一（二〇六）年にかけている。仲長統は数年の遊学を経て、袁紹の甥并州刺史高幹の幕下に入り、この年に高幹と最終的に決裂した。この時期には未だ、曹操の新租調制は各州に徹底されていなかった可能性が十分ある。抑も、仲長統の友人の繆襲の『昌言表』に「統、古今世俗の行事を論説するが毎に、発憤嘆息し、輒ち以て論を為し、名づけて『昌言』と曰う、凡そ二十四篇」とあるように、^{②⑤}『昌言』は仲長統の政治論文集であり、一時に作成されたものではない。したがって、『昌言』の作成時期にあまり拘り過ぎると、曹操新租調制研究の正しい方向が却って失われる恐れがあり、仲長統及び彼の『昌言』をより広い歴史環境において考察することが必要であろう。

仲長統の社会批判は王符・崔寔のそれと異なるところがある。それぞれの活動した時期の違いのため、王符・崔寔らの社会批判の力点は治乱に関わる具体的な原因の検討にあり、彼らの目的はなお後漢王朝の「厄運」を救い、後漢王朝の「中興」をはかるにある。しかし一方、仲長統の時代と言えば、後漢王朝は既に有名無実となっており、故に彼の力点は両漢王朝の興亡した経験教訓を検討し、歴史発展の趨勢から、治乱興亡の法則的なものを探り出そうとするにあると考えられる。それはつまり「損」（時宜に適さない政策或いは措置を除く）・「益」（新しい時代に適する政策や措置を取り入れる）によって社会の改良をはかるうとするのである。先に引いた『昌言・損益篇』の文句からみれば、仲長統の批判の対象は「三十税一」で、明らかに彼は矛先を漢代租賦制度に向けている。したがって、われわれは仲長統の租賦制度改革を後漢における社会批判思潮の一環、しかも最後の一環としてとらえるべきであろう。長年続いてきた租賦制度改革を含む後漢中後期の社会批判思潮、或いは後漢末期の清流知識層のレジスタンス運動、その中心的課題は豪族勢力の抑制であった。三十税一の軽租政策を見直し、什一税を回復、銭納の賦斂を廃止せんとする要求は最終的に曹操の租調制の中に反映されるに至った。

- ① 『漢書』卷二四「食貨志」には、「漢興、……輕田租、什五而税一」とある。
- ② 『漢書』卷二「惠帝紀」。
- ③ 『漢書』卷四「文帝紀」に、「二年「賜天下民今年田租之半」、十二年「賜農民今年租税之半」とある。
- ④ 景帝が田租率を三十税一に改めたことについて、史書の記載には互いに食い違いがある。『史記』卷一一「孝景本紀」・『漢書』卷五「景帝紀」は全て「元年五月」に作る。『漢書』卷二四「食貨志」は「孝景二年」に作り、『史記』の記事と違えばかりではなく、同「景帝紀」とも一致しない。ここでは景帝「元年五月」に従う。
- ⑤ 高敏「秦漢賦税制度考釈」、同氏『秦漢史論集』（中州書画社、一九八二年）所収、頁六〇。
- ⑥ 秦の田租徵收率について、朱紹侯氏「秦漢土地制度與階級關係」、中州古籍出版社、一九八五年、頁四六〇も同じ意見を述べている。
- ⑦ 筆者は皆て基礎研究として「戦国秦漢魏晋南北朝における畝制・畝収及び労働生産性」という一文を記した。その第一節は「戦国秦漢大畝制新証」と題して香港中文大學『中国文化研究所学報』（一九九八年）掲載予定。その第二節（未発表）「戦国阿漢魏晋南北朝の畝収」において、先学のこの時期における一畝当たりの収穫量、すなわち畝収についての研究を整理批判した上でこの時期の畝収に考証を加え、

次のような見解を出している。一般自作農経営の下で、旱地畑農業の主要な作物粟の畝収は、いわゆる中歳中田大面積の場合、小畝制で平均一・五―二石(一石＝二〇〇〇ミリリットル)、石と斛との厳密な使い分けはない)、大畝制で平均四石前後、多くの場合は四石以上である。旱地畑農業の場合には、戦国中後期以降南北朝時期まで、畝収の際だった向上は見られないように思われる。一方、南方水田稲作地域の畝収は、漢代前期には四石と推測されるのに対し、六朝期になれば、五―六石にまで上がった。その上昇率は著しい。

⑧ 平中岑次「中国古代の田制と税法」第六章第二節、第十三節、京都染文堂、一九六一年、頁VI 1―VI 2・VI 41―VI 43。

米田賢次郎「漢代田租査定法管見」、『滋賀大学教育学部紀要』第十七号、昭和四二年。

高敏「秦漢史雑考十二題・(六) 漢代田租繫按畝産量徴収説」、前掲『秦漢史論集』所収、頁三八二―三八五。

平中氏は吉田虎雄氏(『兩漢租税の研究』、大阪屋書店、一九四二年、頁二三)の見解を受け、漢代、田租を徴収するに当たっては、毎年各地で作物を調査して徴収額を決めたとは考えられず、事前に田の品質を上・中・下三等に分け、平年の畝収を規準に、一畝の租額を算定して行った、と指摘している。米田氏は平中氏の研究の上に、さらにこの上・中・下三等の比率を二〇・八・六と推断し、このような三等の比率は吉田氏が唱えた後漢の建初三(七八)年、或いは平中氏が大まかに推定した前漢時期ではなく、前漢の宣帝期に既に存在していたことを指摘している。米田氏が唱えた三等の比率が確かならば、筆者の推定する畝租一・三斗は中等の量に当たり、上等なら一・六斗、下等なら約一斗となるであろう。高敏氏は兩漢時期の田租徴収が一方では田畝に基づいて行われていたとし、またもう一方では郷番夫の職掌に

より畝当たりの収量に基づいても行われていたと見る。即ち、高氏は、兩漢時期の田租徴収は田畝の多寡と畝収の多寡、二つの規準によって行われており、両者が結局「三十税一」という一つの言葉で表現されていた、と理解する。高氏の理解は平中氏・米田氏のそれと異ならぬ。

⑨ 紙屋正和「漢時代の田租―特に「百一而税」について―」、『九州大学東洋史論集』第四号、一九七五年。

呉慧「中国歴代糧食畝産研究」、農業出版社、一九八二年、頁一七。

趙智重明「一畝一〇〇歩制と一畝二四〇歩制」、同『戦国秦漢史』(中国書店、一九八八年)所収、頁四五―四五二。

⑩ 拙稿「戦国秦漢大小畝制新証」、香港中文大学「中国文化研究所学報」一九九八年(掲載予定)。稿中、主に自作農家族の耕作能力から畝制について考察し、次のような見解を示す。春秋末期より、西周以来の伝統的百歩一畝制は漸く動揺しはじめ、戦国中期、商鞅が秦國において变法を遂行した際、春秋末期以来の關東地方における畝制改革の動きの影響を受け、始めて二四〇歩一畝制を秦の公定畝積として定着させ、自らの旧領と新たに征服した地域において着々と大畝制を広めていた。一方、戦国中後期の關東六国地方において着々と大畝制を積はなお百歩一畝制であったと考えられているが、実際の生産過程においては二四〇歩一畝制を用いていた可能性が銀雀山一号漢墓出土の【守法】・【守令】等十三篇の「田法」の記述によりますます高くなっていく。秦の始皇帝の中國統一の際、基本的に秦の制度を基準として中國の度量衡制度を統一した。武帝以前、小畝制の使用を述べる史料は晁錯の「論貴粟疏」一例しかないのに対し、大畝制の運用を裏付ける新出史料は次々と現れてきており、特に張家山M二四七号漢墓出土の漢律は、武帝以前の公定畝積の確定に決定的な証拠を与えた。

① 「初学記」卷二七絹条に引く「晋故事」に、「凡民丁課田、夫五十畝、收租四斛、絹三匹、綿三斤。（下略）」とある。五十畝に田租四斛なら、畝ごとに八升となる。この史料に基づき西晋期の田租毎畝八升説が出されている。筆者はこの説を疑問視しているが、これについては稿を改めて詳述する予定である。

⑫ 睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』、「秦律十八種」釈文・注釈頁三二—二四、文物出版社、一九七六年。

⑬ 黄盛璋『江陵鳳凰山漢墓簡牘及其在歷史地理研究上的價值』、『文物』一九七四年第六期。

⑭ 山田勝芳『秦漢財政收入研究』（汲古書院、一九九三年）第二章「田租・芻蕘税」、頁七七—七八。

⑮ 漢代の芻蕘税徴収が穀物で行われたという説を提示するものとして、弘一『江陵鳳凰山漢墓簡牘初探』（『文物』一九七四年第六期）がある。

⑯ 顔師古注『急就篇』卷三、叢書集成初編、商務印書館。

⑰ 「後漢書」卷一「光武帝紀」注引「東觀記」に、「為季父故春陵侯詣司馬府、訟地皇元年十二月壬寅前租二万六千斛、芻稿錢若干万」とあり、恐らく芻蕘税を錢に換算して納めたのであろうか。「芻稿錢」と言われる。

⑱ 算賦については、『漢書』卷一上「高祖紀」の四年八月の条の「初出算賦」の如淳注に、「漢儀注、民年十五以上至五十六出賦錢、人百二十為一算、為治庫兵車馬」とあり、『漢書』卷二「惠帝紀」注引応劭曰くに、「漢律、人歲一算、算百二十錢、唯賈人與奴婢倍算」とあり、また衛宏『漢書旧儀』卷下にも、「令民男女年十五以上至五十六出賦錢、人百二十為一算、以給車馬」とある。また口賦については、『漢書』卷七「昭帝紀」元鳳四年正月の条の「母取四年五年口賦」の如淳の注に、「漢儀注、民年七歲至十四出口賦錢、人二十三錢、二十

錢以食天子、其三錢者、武帝加口錢、以補車騎馬」とある。

⑲ 加藤繁「算賦に就いての小研究」、『支那經濟史考証』（東洋文庫、一九五二年）上所収。

⑳ 山田勝芳前掲『秦漢財政收入研究』第三章第一節、頁一三七—一五三。

㉑ 永田英正「漢代人頭税の崩壊過程——特に算賦を中心として——」、『東洋史研究』第十八卷第四号、昭和三十五年。

㉒ 例えば、賀昌群「論西漢的土地占有形態」（『歷史研究』一九五五年第二期初出、後『中國歷代土地制度問題討論集』所収、生活・讀書・新知三聯出版社、一九五七年、頁九二—一二三）、曾延偉「兩漢社會經濟發展史初探」（中國社會科學出版社、一九八九年、頁三五）、また前掲周國林「兩文」などがある。

㉓ 例えば、川勝義雄『六朝貴族制社會の研究』（岩波書店、一九八二年）第一章「貴族政治の成立」。また、「六朝初期の貴族制と封建社會」、川勝義雄・礪波護編『中國貴族制社會の研究』（京都大學人文科學研究所、一九八七年）所収、頁三—一五。稲葉一郎「漢代における民間秩序の形成——いわゆる豪族を中心とする——」、同『中國貴族制社會の研究』所収、頁二四三—二七四、などを参照。

㉔ 『漢書』卷七六「趙廣漢傳」に、「郡大姓原・褚宗族橫恣、資客犯為盜賊、前二千石莫能禽制」とある。『漢書』卷七七「何並傳」に、「陽翟輕俠趙季・李款多畜資客、以氣力漁食閭里、至姦人婦女、持吏長短、從橫郡中」とある。袁宏『後漢紀』卷二二「延熹九年夏馥の条」に、「陳留人夏馥、字子治、安貧樂道、而不求當世、郡內多豪族、畜而薄德」とある。

㉕ 平中岑次前掲『中國古代の田制と税法』第六章第十節、第VI 27—VI 30頁。

- ②⑥ いわゆる「一家五口」とは、通常秦漢以来の一自作農家族の平均人口、つまり、家族全員を指している。但し、反対意見もある。例えば邵台新氏の「試論漢代農戸的「一家五口」(中国秦漢史研究会編『秦漢史論叢』第五輯所収、北京、法律出版社、一九九二年)がある。邵氏によれば、いわゆる「一家五口」とは、一家族平均五人の労働力或いは納税者があることを指すという。氏の論拠は丁男一人の生産能力である。氏は『漢書・趙充国伝』・『流沙墜簡・戍卒頌』第三十一簡などの史料により、一労働力の生産能力は二〇畝前後であると推定し(これについては、前掲拙稿「戦国秦漢大小畝制新証」を参照されたい)、この上で、「一夫百畝」という一家族の耕作量は、二人が外出服役(氏は晁錯の「其服役者不下二人」を単純に外出して労役に従事すると理解している)のため、少なくとも三人の労働力があって初めてやり遂げることができると推断した。こうして「一家五口」が五人の労働力或いは納税者であるという結論が導かれた。「其服役者不下二人」への誤解はともかく、邵氏は戦国秦漢時代の畝制の変化を完全に無視している。
- ②⑦ 宇都宮清吉「統漢志百官受俸例考」及び「再考」、同『漢代社会経济史研究』(弘文堂、一九五五年)所収、頁二〇二―二〇三、三七。
- ②⑧ 『漢書』卷七二「貢禹伝」。
- ②⑨ 黄宗義「明夷待訪録」田制三。
- ③⑩ 『後漢書』列伝第四二「崔駰伝附崔寔伝」。
- ③⑪ 渡部武訳注『四民月令 漢代の歳事と農事』(平凡社、東洋文庫、一九八七年)、『四民月令』内容分類表。
- ③⑫ 渡部武『「四民月令」に見える後漢時代の豪族の生活』、同『四民月令 漢代の歳事と農事』所収、頁二〇四。
- ③⑬ 地方官吏の定員の削減と四百四縣の統合合併との改革措置は、『後漢書』卷一「光武帝紀」建武六年六月辛卯の詔の中に見える。奴婢の解放は、建武六年十一月丁卯の詔の中に見える。
- ③⑭ 後漢時代各段階の政治と社会の様相については、東晋次「後漢時代の政治と社会」(名古屋大学出版会、一九九五年)を参照。
- ③⑮ 貢禹が貨幣の弊害を指摘し、「租稅祿賜皆以布帛及穀、使百姓壹歸於農」と提案したことが、『漢書』卷七二本伝に見える。後漢時期、章帝元和年間(八四―八六年)、尚書の張林が上書し、「可尽封錢、一取布帛為租、以通天下為用」と建言したが、朱暉の反対のため中止せねばならなかった(『後漢書』卷六三「朱暉伝」、『晋書』卷二六「食貨志」)。
- ③⑯ 劉文英『王符評伝』附「仲長統評伝」(南京大学出版社、一九九三年)頁一九九。
- ③⑰ 同じく『後漢書』本伝には、また仲長統の詩二首が収録されている。その内容、それにその境地から判断して、この詩二首は荀彧の死後、仲長統が曹操の幕下から離れ世を避けようとした後に作られたものと考えられている。しかし、この詩二首は却って本伝の前半、尚書郎に就く前に置かれている。劉文英前掲「仲長統評伝」を参考、頁三六一―三三九。
- ③⑱ 繆襲「昌言表」、『三国志』卷二二「魏書・劉劭伝」注引。

四 曹魏租調制の成立

(一) 曹操政權の性格と曹操「令」の中心思想

兩漢四百年を通じての最大の社会問題は豪族の兼併である。特に後漢王朝の放漫政策の下、豪族の経済的力と社会的力とは相互に作用し、後漢の豪族勢力は前漢とは比較し得ぬまでに成長したと考えられる。新興の豪族が郷曲に武断し、地域社会の民衆に経済的収奪や暴力的圧迫を加えた例は枚挙に暇ない^①。豪族勢力の膨張をもたらした原因について、先にわれわれは諸原因の中でも特に租賦政策の面から見てきた。このような土豪的な豪族勢力の拡張と同時に、儒家的道徳倫理を立身処世の準則とする豪族勢力も成長してきた。この勢力を代表する豪族は、新興の土豪的な豪族と比べれば、儒家的教養の高い比較的成熟したグループであった。楊聯陞氏はこのような勢力を「清流」と呼び、この「清流」勢力の反対に立った者たちを「濁流」と呼んだ^②。「清流」という概念は後に川勝義雄氏に用いられ、氏の六朝貴族及び貴族制社会の成立に関する研究上の重要な概念となっていた^③。川勝氏はさらに曹操軍団の構成について考察を加え、曹操軍団に参与した士大夫の系譜から次のように論ずる。曹操の華北統一に最大の寄与をなし、功臣第一を称せられた荀彧、及び功績これに次ぐ荀攸は、ともに潁川の豪族荀氏として、祖父の代以来漢末清議の徒の中心的人物を輩出した一家に属する。ことに荀彧は士大夫として最も早くから曹操に協力し、多数の俊賢を推輓して、その政府建設の基礎をすえた。彼によって登場してきた人物は、以後ほとんどすべて曹魏政府の台閣に列し、さらにその多くは魏晋を通じて代々高官の地位を保ちつづける^④。荀彧がはっきりと曹操に協力を表明したのは初平二(一九二)年、建安十七(二二二)年十月、曹操が「九錫」を受けらることに反対し、曹操と決裂して「飲薬而卒」を余儀なくされるまで、彼の活動期は曹操政權の建設過程と終始していたといってもよい。曹魏政權の性格について、川勝氏は次のように指摘している、漢末党錮の禁によって弾圧されていた清

流派は、後漢政府の崩壊によって復活し、曹操に協力することによって、新しい秩序の形成に努力した。いわば曹魏政府の首脳たちを生み出したのは漢末の清流勢力である。この一点は曹魏政権の性格に決定的な要素を与えた。川勝氏の以上の見解には一部からの反論はあるものの^⑤、十分な説得力があると筆者は考える。

曹操のもとでの新しい秩序の建設のうち、新財政経済秩序の一環としてまず挙げられるのがこの建安四・五年に案出した新租調制である。新しい歴史段階の農村社会の情勢に基づいて社会安定をはかり、濁流豪族の勢力を抑制しようとする清流豪族の士大夫倫理、それが恐らく荀彧ら清流士人によって制定された新租調制成立の土台であるに違いない。

本論の冒頭で引いた曹操の「令」から見れば、豪族勢力の抑制がこの令文を貫く中心思想である。その矛先の向かうところは、まさに「豪強擅恣、親戚兼併」によって「下民貧弱にして代りて租賦を出だす、家財を銜齧するも命に応ずるに足らず」といった社会事情をもたらした「奢りて徳薄」き豪族である。この思想は後漢中後期以来の社会批判思潮や後漢末期の清流士人によるレジスタンス運動の中心課題と完全に一致している。曹操の新制の力点が「豪強兼併の法を重くす」にあったために、新租調令が河北で押し広げられていくにしたがって、「百姓喜悦す」という^⑥。

ここで、もう一度荀悦と仲長統の言論を考えてみよう。荀悦も潁川荀氏の一員で、家族関係からいうと、荀彧の従兄弟に当たる。荀悦のあの漢代三十税一の輕租政策に対する批判が何時書かれたかはさほど重要ではなく、重要なのは、荀悦の言論が漢末清流士大夫の一般的な議論を代表していたことである。つまりそれは普遍的な意義を持っている。仲長統の言論も同様の意義を持っている。後漢書荀彧伝には、荀彧は「又、[曹]操に計謀の士、従子攸及び鐘繇・郭嘉・陳群・杜襲・司馬懿・戲志才らを進め、皆な其の挙に称う」と伝えている。荀彧の推薦リストのうちに仲長統の名は見られないが、後漢書仲長統伝及び繆襲の『昌言表』によれば、仲長統は荀彧の尚書令の在任中に曹操に俊賢として推輓されている。こうして見れば、荀悦の場合と同じく、仲長統の言論が何時書かれたかということもさほど重要なことではなく、肝心なのはやはりその言論の普遍的意義であろう。漢末清流士大夫の四百年にわたる兩漢の租賦制度に対する認識、特にその弊

害に対する認識は、最終的に荀悦と仲長統の言論によって結実したといっても過言でない。新租調制の考案に当たり、ここに清流士大夫の政治理念や経済思想が溶けこみ、輕租政策の廃止と田租増額の制度化を見たことは、理の当然である。

(二) 「收田租畝四升」は「收田租畝四斗」の誤りである

曹操新租調制の成立の背景を確認した上で、その内容を見てみよう。まず、簡単に戸調の絹綿を考えてみたい。

曹操新租調制が漢代の算賦・口賦等の錢納税を一括し、戸単位で実物の絹綿を課徴するようになったことは、新しい社会事情に適するばかりではなく、漢代の錢納税の弊害を取り除くという意図もそこに含まれていたであろう。戸調の起源、変化については、唐長孺氏をはじめ多くの先学が言及しており、詳細はそれらに譲る。ここで少しふれたいのはこの戸調の輕重である。

前掲袁剛・傅克輝論文は、曹魏租調制の戸調絹二匹・綿二斤を西漢魏晋時期の平価で貨幣に換算して、絹二匹・綿二斤の価値は漢代口算賦の二―三倍に当たるとし、これを踏まえて曹魏租調制は戸調の収奪に偏っている、と推断した。楊一民論文には屯田の重要性が強調されている。両論文からは、曹魏租調制が引き続き漢代の輕租政策を踏襲し、漢代の口算賦より二―三倍も重い戸調或いは屯田の収入を通じて輕租政策による財政収入の損失を補ったという言外の意味が読みとれる。無心に読めば、道理はなくもない。しかし、次の二点を忘れてはいけない。第一に、袁・傅論文は単純に價格の比較で短絡的に戸調の輕重を考えている。しかし、このような見方はほとんど単一の經營形態の農業社会の考察に当たり誤ちを犯し勝ちである。第二に、袁・傅論文では口算賦などの錢納税の漢代社会にもたらした弊害が無視されている。単一の經營形態の農業社会にとっては、錢納税の廃止、実物徴収への切り替え、それ自体がかなりの収奪緩和をもたらした。農村社会の多数を占める自作農民にとり、換金過程での損失は免れ得たはずである。楊一民論文で強調された屯田問題に

関しては、周国林「兩文」で既に多く論じられているので、そちらを参照されたい。

口算賦の銭納税を改めて戸単位で実物の戸調を課徴した、この重大な改革の背後にはもう一つ巨大な力が働いていた。それは社会の質的变化であり、永田氏の指摘のように郷里制、大きく言えば古代社会の崩壊であった。簡単に言えば、郷里制の崩壊に随い、本来一戸一戸の自作小農民の自立性の上に据えられた郷里関係には変化が起り、自立小農民は在地豪族を中心に形成された地域共同体の一員となった。こういった社会の変化にともない、租賦制度にも変化が現れた。その最たるものが戸調の出現である。戸調は時代的特徴として「九品相通」「九品混通」の語が端的に象徴するように、決して戸ごとに等しく絹二匹・綿二斤を課徴したわけではない。地域共同体社会の形成と魏晋租調制との間に潜んだ内的関係の究明は有意義な課題であり、稿を改めて詳述したい。

田租の話題に戻りたい。前にも述べた通り、賀昌群氏の「升斗弁」は漢唐間における升・斗の誤用について幾多の例から一定の法則を導いた。周国林「兩文」はさらに国家財政の収支、「収田租畝四升」の構成した租率、農民の余糧問題及び当時の農業発展水準などの諸方面から考察を加え、有力な論拠を多く提示している。詳細は賀氏と周氏の論文に譲り、ここでは租率の問題のみを取り上げ、周国林氏の「兩文」に修正を加えたい。

「兩文」は『昌言・損益篇』・『東觀漢記・張禹伝』・『三国志・鐘離牧伝』・『嵇康養生論』・『晋書・傅玄伝』と『華陽国志・蜀志』に伝える畝当たりの收穫量によって、曹魏時期において一畝当たりの収量は少なくとも三斛、多きは一〇斛以上にも上ったと見た上で、『昌言・損益篇』の三斛と『三国志・鐘離牧伝』の五斛を典型的収量として「収田租畝四升」の構成する租率を分析した。この二つの収量で算出した租率はそれぞれ七五分の一と二五分の一である。筆者の見るところでは、『昌言・損益篇』の三斛は後漢末の混乱期、農業生産低下時のやや低い見積もりであった可能性が高く、兩漢魏晋時期にわたって総体的に見れば、早地畑農業を営む華北地域においていわゆる「中田中年」の大幅平均畝収は四斛前後と見なすべきである。また、『三国志・鐘離牧伝』に伝える収量は粃穀に換算すれば実は六斛弱に相当する。しかし、

鐘離牧伝に見えるのは江南先進地方の水田の収穫量であり、曹魏租調制を論ずる史料にはなりがたい。したがって、自作農経営形態下の旱地畑農業の平均畝収を四斛とすれば、「収田租畝四升」が構成した租率はちょうど一〇〇分の一である。この百一の税は漢代の三十税一より三倍以上も低く、荀悦が痛烈に批判した後漢の一部の豪族の田租の租率と同じである。曹操新租調制の成立の背景を確認した今、われわれは、清流士大夫荀彧を中心とした曹操政府の知囊たちが後漢期の豪族勢力を最も象徴する百一の税率を曹操新制に取り入たとは、もはや認め難い。

曹魏租調制の田租額を毎畝「四斗」と認めたとき、両漢魏晋期の自作農家族の耕作能力を五〇畝として、^⑦一家族の年間の田租供出量は二〇斛となる。この二〇斛という田租負担は魏晋期における国家編戸に課せられた平均値であると考えられる。それに関係する究明すべき問題は多いが、それらの検討は今後の課題である。

升・斗を用いては、「収田租畝四升」という租額の軽さの実感があまり得られないかも知れない。ここで、一度現代の単位で換算してみよう。後漢・曹魏時期の一升、その推算と実測のデータは場合によって異見があるものの、基本的には一致している。^⑧整数を取ると、二〇〇ミリリットルである。一畝の田租は四升、すなわち八〇〇ミリリットル。また、万国鼎氏の実測によれば、粟一〇〇〇ミリリットルの重さは一・三五市斤（六七五グラム）、^⑨すると、八〇〇ミリリットルの粟は一・〇八市斤（五四〇グラム）、六割の脱穀率とすれば得られる糲米は〇・六五市斤（三二四グラム）。つまり、一畝当たりの田租は糲米〇・六五市斤（三二四グラム）、これは僅か一壮年男子の一食分の食糧に過ぎない。

畝制から言うと、後漢時期の一畝は現行中国畝の〇・六九二市畝に相当、曹魏時期の一尺の長さは漢代の二三・一センチよりやや長く約二四・一二センチ、よって、畝の面積もやや広くなり、〇・七五九市畝に相当する可能性もあるが、^⑩曹魏の度量衡制が何時施行されたかははっきり分からず、租調制を実行し始めた段階では漢制が用いられていたことは十分にあり得る。一畝（〇・六九二市畝、四・六一a）に田租四升（一・〇八市斤、五四〇グラム）の糲粟を課徴することが、数量的に見ても理にかなわぬことは明らかである。

- ① 漢代豪族研究についての回顧と展望は、東晋次前掲『後漢時代の政治と社会』の整理に譲りたい。
- ② 楊聯陞「東漢的豪族」、『清華學報』第十一卷第四期、一九三六年。
- ③ このことは川勝義雄氏の「貴族政治の成立」という一文の章節見出し（一）、魏晋貴族の系譜 二、漢末清濁二流の対立 三、清濁勢力の構造 四、清流勢力より魏晋貴族へに象徴的に現れる。川勝氏前掲『六朝貴族制社会の研究』第一部第一章。
- ④ 川勝義雄前掲『六朝貴族制社会の研究』第二部第一章「曹操軍団の構成」。
- ⑤ 例えば、五井直弘「曹操政権の性格に就いて」、『歴史学研究』第一九五号、一九五六年。
- ⑥ 『三国志』卷一「魏書・武帝紀」建安九年。
- ⑦ 前掲拙稿「戦国秦漢大小畝制新証」において、一自作農家族の耕作能力についても考察した。秦漢以後の大畝制の下で、平均して五人家族、労働力二人の場合に、その耕作能力は五〇畝（三四・五六市畝に

おわりに

以上、主に漢代租賦制度の弊害や後漢社会の変化などの方面から、曹魏租調制、中でも特にその租額「収田租畝四斗」の成立の背景について考察を加えた。その意図は学界のこの問題に対する関心を喚起することにある。以上の叙述からもわかるように、本稿は周国林氏「両文」の上に立って論を展開してきたため、「収田租畝四斗」の合理性に関する諸般の論考については、合わせて周国林氏「両文」を参照されたい。

ここで一つ実に素朴な疑問がある。則ち、もし曹魏租調制の田租額が本当に一畝につき「四升」、租率にして一〇〇分

- 相当）前後であったと推定している。
- ⑧ 呉承洛「中国度量衡史」（商務印書館、一九五七年修訂本）第二三表では、後漢期の一升は一九八・一ミリリットルとし、曹魏期の一升は二〇二・三としてゐる。呉慧「中国歴代糧食畝産研究」付録二では、後漢期建武大司農斛の一升に当たりは一九六、元初大司農銅斗の一升当たりは一九九、曹魏期の実物銅斛の一升当たりは二〇五、としてゐる。
 - ⑨ 粟一〇〇〇ミリリットルの実測重量は一・三五市斤、万国鼎「秦漢度量衡畝考」（『農業遺産研究集刊』第二輯、中華書局、一九五八年）を参照。
 - ⑩ 万国鼎「秦漢度量衡畝考」、王達「試評『中国度量衡史』中秦漢度量衡畝之考証」（『農史研究集刊』第一冊、科学出版社、一九五九年）、曾秀武「中国歴代尺度概述」（『歴史研究』一九六四年第三期）など参照。

の一位であつたならば、これは中国史上最も軽い租率となるであろう。それならなぜ漢代の輕租政策を称えるばかりで、漢代より三倍も低いはずの曹魏の輕租政策を称えることはなかつたのであろうか。この素朴な疑問は筆者を当惑させ、曹魏租調制に関する諸問題解明へ向かわせた原点でもある。なぜ曹魏租調制の田租問題に対しわれわれは十分な認識をしておかなかつたのか。いま、ふと思いついたことは次の通りである。まず、漢代の田租は名義上は定率租であり、三十税一との租率は周代以来の伝統的な什一の税と比べれば、その本質はどうであれ、いずれが重くいずれが軽いかは、一目了然である。一方漢代の $1/30$ の定率租と曹魏の定額畝「四升」とは、計算をしなければさまざま比較はできないのである。次に、漢代畝収一斛説や一・五斛説が相当長い間われわれの考えを支配してきた。畝収一斛なら、三十税一の税率で一畝の田租は三・三升、約三升となる。この三升と曹魏の一畝の田租「四升」とは、いかにも自然で調和感が見え、しかもややもすれば兩漢の農業生産の進歩を説明する史料となりがちである。また、漢代畝収三斛説に従えば、三十税一で一畝当たりの田租は約一斗となる。しかし、平中氏は一斗では多すぎると考えてこれを故意に半額の五升まで下げた。このような考え方は、その根本を追究するとやはり漢代畝収一斛説に由来している。秦漢魏晋期の畝制・畝収を慎重に再検討し、兩漢特以後漢期の政治と社会の変動を明らかにしてはじめて曹魏租調制に潜む大きな問題点が浮かび上がってきたのである。本稿で確認された、曹魏租調制の田租額が正しくは「収田租畝四斗」であつたという事実に基づき、西晋の課田・戸調式、北魏前期の租調制度及び均田制下の租調制の性格について今後新たに検討が要請されよう。以後の課題としたい。

(京都大学研修員)

have seen above, Vespasian's eastern policy not only reconstructed the imperial finances, but laid the foundations of the Roman Empire in the second century.

Study on the Land Tax System
under the Wei 魏 Dynasty (220-265 A. D.)

—With Reference to the Land Tax Rate—

by

Zhang Xuefeng

Concerning the new tax system established by Cao Cao (曹操) in 204 A.D., recent studies have mainly focused on the household tax system (戶調制) for its epoch-making character. On the other hand, the land tax system has rarely received sufficient notice, and it is almost taken for granted that the tax rate was actually 4 sheng (升) per mu (畝) as described in several sources. This superficial presumption has biased not only the realization of the historical nature of the new tax system, but also that of agricultural production and the tax system of former and later periods. This paper questions the tax rate of 4 sheng per mu considering the resemblance between the chinese characters sheng (升) and dou (斗) in shape. It basically agrees with some recent scholars on the rate of 4 dou per mu, and goes further to explore the historical significance of the new tax system. It is summarized as follows:

This paper begins with a review of the debate on the validity of the tax rate of 4 sheng. It points out that this question should be discussed in a broad historical context, and hence turns to the typical features and problems of the tax system under the Han (漢) dynasty. As recent studies have revealed, the tax system of the Han dynasty is basically composed of a light land tax with the low rate of 1/30, and a head tax which is levied in cash. The former favoured large landowners while scarcely benefiting peasants. Moreover, the latter oppressed peasants who had no cash income. Thus both aspects of this tax system led to the concentration of landholding by large landowners and the ruin of peasants. From the middle of the Later Han dynasty onwards, the social problems caused by the tax system became more and more evident, and the officials of the intellectual

school began to criticize the light land tax and demand the restoration of the previous tax rate of 1/10. Finally, the intellectual officials participated in Cao Cao's government and realized their demand. The spot household tax, and the land tax with the rate of 4 dou per mu which was equal to approximately 1/10 in terms of the agricultural production at that time, were formulated.

The land tax rate of 4 dou per mu under the Wei dynasty as confirmed here would undoubtedly be an important basis for examining the agricultural production and the tax system of the six dynasties period.